

「音声データ伝送に適応した無線センサーネットワークシステムの技術的条件に関する調査検討会」開催要綱

1 名称

本調査検討会は、「音声データ伝送に適応した無線センサーネットワークシステムの技術的条件に関する調査検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

2 目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、三陸沿岸に配備された防災無線システムをはじめ通信インフラが津波により甚大な被害を受けた。このことにより、災害対策本部と避難所との連絡が出来なくなるとともに、避難所の場所の把握に時間を要した。また、末端までの情報通信網の復旧にかなりの時間を要したため、非常時に即応可能な様々な通信インフラシステムが検討されている。

このような中、920MHz 帯の周波数を使用した無線センサーネットワークシステム(以下「無線センサーシステム」という。)を用いて防災無線や通信インフラのバックアップ回線に活用する動きがある。無線センサーシステムは、主にデータ伝送であるが、代替する防災無線や通信インフラにおいては、音声信号の伝送も必要である。音声信号を伝送する場合は、音声をデータ信号に変換(VoIP)して伝送することとなるが、音声コーデックに対する品質や多ホップ伝送などの詳細検討がなされていないほか、技術的条件についても検討はされていないため、トラヒックの占有率や他の無線センサ - システムとの干渉が懸念され、通信インフラの補完システムとしての有効性が懸念される。

このことから、無線センサーシステムを音声データ伝送に適応させるとともに多数動作している他のシステムと共存可能とするための干渉回避を調査検討し、有効な無線センサーシステムの構築を目的とする。

3 調査検討事項

- (1) 音声データ伝送の活用方法の検討
- (2) 音声データ伝送に必要な無線諸元の作成
- (3) 伝送モデルの机上検討
- (4) (3)の机上検討から導き出された結果を検証する実証試験
- (5) 他無線システムとの干渉評価
- (6) (1)から(5)の結果を踏まえた技術的条件の取りまとめ

(7) その他関連事項

4 構成

- (1) 検討会は、東北総合通信局長が委嘱する委員により構成する。
- (2) 座長及び副座長は、東北総合通信局長が指名する者とする。

5 運営

- (1) 検討会は、座長が開催し、主宰する。
- (2) 座長は、必要に応じて関係者を招聘することができる。
- (3) 座長は、技術的な詳細検討のため、下部組織にワーキンググループの設置を命ずることができる。
- (4) ワーキンググループの構成員は、座長の指名を受けた者とする。
- (5) 副座長は、座長の補佐を行う。
- (6) その他、運営に関する事項は座長が定める。

6 開催期間

第1回調査検討会開催の日から平成27年3月30日までとする。

7 事務局

検討会の事務局は、東北総合通信局無線通信部企画調整課に置く。

以上